

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、平成28年2月10日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	1,710
普通作業員	1,480
軽作業員	1,170
造園工	1,640
法面工	2,050
とび工	1,880
石工	2,200
ブロック工	2,100
電工	1,740
鉄筋工	1,910
鉄骨工	1,780
塗装工	2,060
溶接工	2,070
運転手(特殊)	2,080
運転手(一般)	1,670
潜かん工	2,870
潜かん世話役	3,400
さく岩工	2,600
トンネル特殊工	2,680
トンネル作業員	2,170
トンネル世話役	2,890
橋りょう特殊工	2,340
橋りょう塗装工	2,550
橋りょう世話役	2,890
土木一般世話役	1,940
高級船員	2,530
普通船員	1,940
潜水土	3,320
潜水連絡員	2,100
潜水送気員	2,110
軌道工	2,630
型わく工	2,100
大工	2,070
左官	1,980
配管工	1,600
はつり工	1,780
防水工	1,950
板金工	1,860
内装工	1,960
ガラス工	1,960
建具工	1,470
ダクト工	1,520
保温工	1,840
設備機械工	1,860
交通誘導警備員A	1,090
交通誘導警備員B	950